

町内会会則

(名 称)

第1条 本会は、「香住丘 6 丁目 3 区町内会」と称し、同町内に居住する者を以下「会員」という。

(組織及び構成)

第2条 本会に居住する会員（原則として 1 世帯 1 単位とする）をもって組織し、その組織は別紙町図、組区分図により構成する。事務所は会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、互助及び福祉の増進を図るとともに生活環境を維持改善し、より良い地域住民の基盤を作ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 環境、衛生、福祉に関する活動。
- 2 社会的各種団体への後援活動。
- 3 行政関連事項の周知、広報、配布活動。
- 4 その他本会の目的達成に必要な活動。

(役 員)

第5条 本会に次の役員、委員、組長を置き、若しくは置くことができ、それぞれの職務を遂行する。

- 1 会長・・・・・・1 名
会長は会務を総括し本会を代表する。
- 2 副会長・・・・・・1 名
会長を補佐し、会長が職務遂行が出来ない時は、その職務を代行する。
- 3 会計・・・・・・1 名
会計職務を担当する。
- 4 環境、福祉委員・・・1 名
環境、福祉に関する職務を担当する。
- 5 体育委員・・・・・・2 名
体育に関する職務を担当する。
- 6 子ども育成委員・・・1 名
子ども育成に関する職務を担当する。
- 7 監査・・・・・・1 名
会計監査を担当する。
- 8 組長・・・・・・各組 1 名
組を代表し町内会費の徴収及び広報等周知職務を担当する。

9 防災委員・・・・・・・・・・3名

防災に関する職務を担当する。

10 ホームページ管理運営委員・・・・・・・・・・1名

町内の運営・行事等に関する情報をデジタル化し、ホームページを通して会員への周知を担当する。

11 相談役・・・・・・・・・・1名

会務にあたって助言をおこなう。

(役員を選出及び任期)

第6条 役員を選出は、役員会で選出し総会において承認を得るものとする。

2 任期

(1) 会長・・・・・・・・・・2年

(2) 副会長・・・・・・・・・・2年

(3) 会計・・・・・・・・・・2年

(4) 環境、福祉委員・・2年

(5) 体育委員・・・・・・・・・・2年

(6) 子ども育成委員・・2年

(7) 監査・・・・・・・・・・2年

(8) 組長・・・・・・・・・・1年

(9) 防災委員・・・・・・・・・・2年

(10) ホームページ管理運営委員・・2年

(11) 相談役・・・・・・・・・・2年

役員任期は2項の年数とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員が生じた場合は役員会で選任し会長が決定する。その任期は前任者の残留期間とする。

なお組長は特別な理由がない限りは輪番制とする。

(会 議)

第7条 総会は定期総会と臨時総会とする。

(1) 総会は本会の議決機関であって全会員をもって構成し、会長が招集する。

(2) 定期総会は会計年度終了後1ヶ月内に開催するものとする。

(3) 臨時総会は役員が必要と認めた場合又は会員の過半数の請求があった場合には速やかに会長が招集しなければならない。

(4) 総会は会員の過半数が出席した時に成立する。但し委任状提出者は出席者として算入する。

(5) 総会の議長は、出席者の中から選出し、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

役員、組長会議は年2回開催するものとする。(9月、3月)但し、特別の場合は会長が招集するものとする。

(議決事項)

第8条 次の各事項については、総会に付議し議決を必要とする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 任期満了による役員を選出に関する事項
- (4) 会則の改正に関する事項
- (5) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第9条 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じ会長が召集し、会の運営に関する事項について協議し、その運用を図ることとする

(会計)

第10条 本会の会計は次の通りとする。

- (1) 本会の運営費は町費、寄付金、雑収入その他をもって充てるものとする。
- (2) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (3) 会計年度終了後、監査役による監査を受けなければならない。
- (4) 会計職務に関する詳細は会計細則に定めるものとする。

(細則)

本会則は、平成24年4月香住ヶ丘6丁目2区、3区の合併により新規作成して施行する。

(改定)

本会則は、平成31年4月から施行する。(第5, 6条関係)

(改定)

本会則は、令和7年4月13日から施行する。(第5条)

本会則は、令和8年4月19日から施行する。(第5条、6条関係)

(会計細則)

第1条 この会計細則は本会会則第10条(4)により定める。

第2条 1会費

- (1) 本会の会費は毎月、1世帯400円とし、準世帯(借間、下宿者)は月200円とする。尚、準世帯者は家主が代わって納入する。
- (2) 年度中途の転入者の取り扱いは、次の通りとする。
 - a 転入者は入会金1,000円及び町費を入居当月分から納入するものとする。
 - b 転出者には転出時3,000円を贈る。
- (3) 町費は各組の組長が徴収し会計担当に納入するものとする。
- (4) 町費の納入は次の通りとする。
 - a 前期(4月~9月)後期(10月~翌年3月)の2回分割払
 - b 1年間分の一括払2方法のうち、会員の選択により納入頂くものとする。

2 寄付金

本会に対する寄付金は会長の承認を得た後、収入として受け入れるものとする。

3 雑収入

預金利息その他雑収入は、その都度雑収入として受け入れるものとする。

(支出)

第 3 条 会計支出は予算計画並びに会計細則、慶弔規定に基づき会長の承認を得て執行するものとする。

(会計収支の処理)

第 4 条

(1) 会計収支の処理については、現金出納簿により明確に記載処理しなければならない。

(2) 会計帳簿並びに証拠書類は、年度終了後 5 ヶ年間保管しなければならない。

(現金管理)

第 5 条 現金は、必要最小限度を除き金融機関に預託しなければならない。

(役員手当)

第 6 条 役員手当は下記の通りとする。(年間)

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 会長 | 50,000 円 |
| (2) 副会長 | 30,000 円 |
| (3) 会計 | 20,000 円 |
| (4) 環境福祉委員 | 5,000 円 |
| (5) 体育委員 | 5,000 円 |
| (6) 子ども育成委員 | 5,000 円 |
| (7) 監査役 | 2,000 円 |
| (8) 組長 | 2,000 円 |
| (9) 防災委員 | 5,000 円 |
| (10) ホームページ管理運営委員 | 5,000 円 |
| (11) 相談役 | 2,000 円 |

(監査)

第 7 条 会計担当は当該年度の収支決算を行い、監査役の監査を受け総会の承認を得なければならない。

(慶弔規定)

第 8 条

- | | | |
|--------|--------------------|------------|
| (1) 慶事 | 敬老の日お祝い、記念品 (1 人当り | 1,500 円以内) |
| (2) 弔事 | 会員及び配偶者 | 10,000 円 |
| | 前項以外の同居家族 | 10,000 円 |

(細則の改定)

第 9 条 この細則の改正に当たっては、役員会に付議し、総会の議決を得なければならない

い。

(附則) この細則は、平成 24 年 4 月香住ヶ丘 6 丁目 2 区、3 区の合併により新規作成して施行する。

(改正) この細則は、平成 31 年 4 月から施行する。(第 6 条関係)

(改正) この催促は、令和 8 年 4 月から施行する。(第 6 条関係)